

機械・電気設備点検業務共通仕様書

第1章 総 則

1 適用範囲

特記仕様書に記載している事項のほかは、すべて本仕様書による。ただし、業務の性質上、本仕様書に該当しない項目は適用外とする。

2 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（以下「業務主任」という）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務主任は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

3 契約金額の支払いについて

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

4 遵守事項

業務は、設計図書（本共通仕様書・特記仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。
そのほか、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5 打合せ

受託者は、契約後速やかに、業務主任と設計図書に基づき詳細な技術的打合せを行い、これに従って業務を進めるものとする。

6 監督官庁等への諸手続

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から指示又は指摘を受けたときは、遅延なくその旨を施設管理担当者に報告し、協議をするものとする。

7 資 格

資格を必要とする業務は、それぞれの資格を有するものが行わなければならない。

8 提出書類

(1) 業務履行前まで

ア 業務代理人指定通知書 1 部
所定の様式があるので業務主任と打ち合わせることを。

(2) 完了時

ア 完了届 1 部
イ 各種報告書等 1 部
所定の様式があるので業務主任と打ち合わせることを。

(3) 随 時

- ア 業務工程表
- イ 業務日報又は業務旬報
- ウ 業務写真
- エ 打合せ議事録

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打ち合わせることにする。

9 検査及び試験

点検終了後は確実に機器を委託者に引き渡すこと。業務完了時の検査及び試験の要領については業務主任の指示による。また、検査及び試験に要する費用は受託者の負担とする。

10 再委託

受託者は、業務の全部もしくはその主たる部分などを、契約約款の規定により、第三者に委託してはならない。ただし、委託者は、原則、次の(1)(2)の業務の対象となる機器の設計・製造ノウハウを有する製造会社又はその保守会社に委ねる範囲において、再委託を認めるものとする。

- (1) MLSS計、投込式水位計、電磁流量計などの運転操作に係る重要な計装機器の点検業務
- (2) 分解点検・調整又はプログラム動作確認を必要とするシステム機器の点検業務

なお、再委託に当たっては、事前に、委託者へ再委託依頼書を提出し、承諾を受けなければならない。

第2章 現場業務

1 業務工程

- (1) 各業務の詳細工程は、必要に応じて作成し業務主任の承諾を得るものとする。
- (2) 工程表を作成するに当たっては、処理施設等に与える影響を最小限とするよう業務主任と協議する。
- (3) 日程及び工程は、天候等の事由により変更することがある。

2 施設等の使用

- (1) 業務履行のために、必要のない施設へ無断で立ち入ってはならない。
- (2) 本市の施設・設備を使用する場合は、業務主任の承諾を得て使用することとし、使用中の事故・故障及び使用後の手入れ等は受託者の責任とする。
- (3) 受託者は、業務遂行の為に機器を持ち込み、使用する場合は、予め種類・台数等を報告し、業務主任の承諾を得るものとする。
- (4) 機器等の搬入がある場合は、搬入経路・搬入方法等を業務主任と協議し、承諾を得るものとする。また、搬入に必要な手当等は受託者の負担とする。

3 当日業務の報告

- (1) 入退庁時の報告を行うものとする。
- (2) 当日の業務結果の報告を行うものとする。

4 立会い

業務履行は、原則として各工程に業務主任の立会い及び検査を必要とする。ただし業務主任の承諾する軽微なものについては省略できる。

5 不良箇所等の処置

点検により発見された不良箇所等の補修・部品交換については、予め業務主任

と協議する。

6 酸素欠乏事故の防止

酸素欠乏危険場所で作業する場合は、酸素及び硫化水素濃度測定器・空気呼吸器・非難用具等を備え、換気を行う等の措置を講じ、「酸素欠乏症等防止規則」を遵守するものとする。

7 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに業務主任に報告するものとする。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 業務履行に伴い発生する副産物の処置

受託者は、業務の履行に伴って副産物が発生した場合には、これらを分別し、委託者の指定する場所に保管しなければならない。

水質管理棟電気設備絶縁抵抗点検業務 特記仕様書

1 点検目的

札幌市下水道河川局事業推進部の電気保安規定に基づき、低圧電気設備の定期点検及び測定を行うことにより、本設備の故障を未然に防止するとともに信頼性及び安全性の向上を図る。

2 点検場所

札幌市創成川水再生プラザ西側水質管理棟 1、2、3階

所在地： 札幌市北区麻生町 8 丁目 1－15

※創成川水再生プラザの西側に処理施設課水質管理係の入口、事務室があります。

3 点検内容

絶縁抵抗測定（導電部－大地間）

各幹線盤・電灯分電盤・動力制御盤の各使用回路（主幹は除く）について測定する。

なお、MCCB-C1(3P-2)、MCCB-C1(3P-3)、及びMCB-15(SM-12)については、トランスの一次側についても測定すること。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月26日まで

5 点検機器名及び数量

別紙のとおり

6 提出書類

共通仕様書 8 提出書類（1）（2）のほか、以下の書類を提出すること。

業務工程表（本市との協議後、すみやかに）

7 業務完了報告書

次の書類を含む業務完了報告書を作成し、提出すること。構成・書式・体裁については、提出前に報告書案（数値・点検状況部分は空白等で可）を作成し、本市業務担当職員の指示を受けること。表紙に受託者名を記載すること。業務着手時に、本市業務担当職員から受託者へ作成例を呈示する。

（1）結果の総括を記載した書類

次の事項を記載すること。

①低圧絶縁測定における回路電圧の種別の印加電圧

②異常個所及びその状況

注）部品交換や修理が必要なものについては、その状況を記すこと。

（2）低圧関係絶縁抵抗測定結果一覧表（様式は、別表12-10のとおり）

1 葉ごとに、表の上部に盤名と所在場所を記載すること。

なお、前年度及び前々年度の測定値については本市から提供する。

（3）作業ごとの状況を写真で示す書類

注）写真については、各作業状況が判るように場所、盤名、作業内容などを記した書類を作成すること。デジタル機器で撮影する場合には、専用のSDカード等を使用し、編集等を行っていない撮影写真（撮影日時以降に更新記録のないもの）を記録したSDカード等

を併せて、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、契約後すみやかに下記まで連絡・訪問し、業務連絡方法等についての確認を行い、業務内容等の必要な説明を受けるものとする。
- (2) 点検業務にあたっては、事前に水質管理棟各種通電設備への影響が最小となるように検討すること。特に水質管理棟で使用している電子機器のうち、本業務期間に通電中止が必要なものについては、本市業務担当職員と事前に日程、時間帯を協議すること。
- (3) 点検業務によって発見された不良箇所等の補修及び部品の交換の必要性については、すみやかに本市担当職員に伝えること。
- (4) 事前に各種設定等を確認し、点検後のモードの戻し忘れ等がないよう十分注意すること。
- (5) 点検業務においては、安全確保のため必要な注意看板等の掲示を行うこと。

9 担当

〒001-0045 札幌市北区麻生町8丁目1-15創成川水再生プラザ内水質管理棟
札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課水質管理係（電話：011-717-5829）

水質管理棟電気設備絶縁抵抗点検業務 特記仕様書【別紙】

No	窓表示	盤種類	使用電圧	回路数	設置場所	負荷系統名	主な負荷名称
1	幹線盤 1	幹線盤	1φ3W210-105V	9 回路	2 階通路	1φ3W210-105V系幹線盤	◎電灯分電盤：1L-L、2L-L、TL-1 ◎動力制御盤：1P-1、2P-1 ◎警報盤ほか
2	幹線盤 2	幹線盤	3φ3W415V	5 回路	3 階ファンルーム	3φ3W415V系幹線盤	◎動力制御盤：2P-2、3P-1、3P-2、3P-3、 S M12
3	TL-2主幹盤	主幹盤		2 回路	3 階コントロール センター室	TL-2	◎電灯分電盤：TL-2
4	1 L - L	電灯分電盤	1φ3W210-105V	4 回路	1 階前室（A）	一般電灯負荷系統	◎1 階前室、男子休憩室、喫煙室ほか 一般電灯負荷（照明、コンセントほか）
5	2 L - L	電灯分電盤	1φ3W210-105V	46 回路	2 階廊下	一般電灯負荷系統	◎2 階各室、一般電灯負荷（照明、コンセントほか）
6	T L - 1	電灯分電盤	1φ3W210-105V	53 回路	2 階廊下	実験機器電源系統	◎2 階理化学試験室、計量室、薬品庫ほか 実験機器電源（コンセント、手元開閉器ほか）
7	T L - 2	電灯分電盤	1φ3W210-105V	81 回路	2 階廊下	実験機器電源系統	◎2 階重金属前処理室、IC・HPLC・LC/MS室ほか 実験機器電源（コンセント・手元開閉器ほか）
8	1 P - 1	動力制御盤	1φ2W105V	5 回路	1 階ポンベ庫	ポンベ庫換気他電源系統	◎1 階ポンベ庫：給排気（FS-11、FE-11）、 圧縮空気制御盤電源、電動シャッター
9	2 P - 1	動力制御盤	1φ2W105V	8 回路	2 階通路	2 階実験機器排気系統	◎2 階各室：排気（FE-3、FE-4、FE-7、FE-8、 FE-9、FE-30）ほか
10	2 P - 2	動力制御盤	3φ3W415V (TR 3φ3W210V)	6 回路	2 階通路	3φ3W210V負荷系統	◎空調機屋外ユニット、純水製造装置、 試料保管低温恒温室ほか
11	3 P - 2	動力制御盤	3φ3W415-200V	6 回路	3 階換気ファン室	2 階実験機器給気系統	◎3 階換気ファン室：給気（AC-1、FAC-1）、 自動制御盤3CP-1電源ほか
12	3 P - 3	動力制御盤	3φ3W415-100V	5 回路	3 階ファンルーム	2 階高熱処理室排気系統	◎2 階高熱処理室：排気（FE-5、FE-6）ほか
13	3 P - 4	動力制御盤	3φ3W210V	6 回路	3 階コントロール センター室	空調機屋外ユニット系統	◎屋上：空調機屋外ユニット（PAC-1、PAC-2、 PAC-3、PAC-4、PAC-5）
14	SM-12	動力制御盤	3φ3W415V (TR 1φ2W105V)	9 回路	1 階ボイラー室	水質試験室熱源・給水他系統	◎1 階ボイラー室：暖房・給湯用温水器、 加圧給水ポンプほか
			合計	245 回路			

天候 温度 °C

400V $\sim$ 0.4 Ω 以上